

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成22年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成22年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について、2月19日、水産政策審議会資源管理分科会において審議が行われた結果、諮問のとおり答申され、同日付で、計画を定めるとともに、独立行政法人水産総合研究センターに通知した。

平成22年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数 (千尾)				合計
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050